

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所（試験研究用等原子炉施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況

事業者の継続的な品質保証に関する改善活動として、事業者のマネジメントレビュー活動が適切に実施されているか、また、不適合事象に対する適切な原因究明、確実な再発防止策の是正処置が徹底して行われているか、さらに、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべき予防処置として適切に判定して対応されているかを確認する。

(2) 保守管理等の実施状況

新規制基準の適合性審査を終了し、今後、運転再開、又は改造工事等が実施される試験研究用原子炉について、変更認可された保安規定に基づき、安全上重要な設備・機器のリスクを考慮した上で、保守管理に関連する要領及びマニュアル等の改訂が実施され、これに基づく適切な保守管理が実施されているかを確認する。

また、廃止措置中の試験研究用等原子炉施設については、今後、長期の施設維持が想定されることから、維持すべき設備・機器の抽出・評価を行い、これらの設備・機器の老朽化を含めて適切な保守管理を実施しているか確認する。

(3) 外部事象等に対する体制の整備状況

新規制基準の適合性審査を終了し、今後、運転再開、又は改造工事等が実施される試験研究用等原子炉について、外部事象に対する体制の強化とし

て、関連する設備・機器の管理、外部事象による非常時の体制、要因の教育訓練、関連する要領書及びマニュアル等の整備状況を確認する。

(4) 異常事象等発生時の措置

運転再開を計画している試験研究用等原子炉施設及び廃棄物処理施設等において、仮に異常事象等が発生した場合についての拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるように、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われ、継続的な改善活動が実施されていること等を確認する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月下旬～6月上旬（4日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（4日間）
- (3) 第3四半期：11月中旬～12月上旬（4日間）
- (4) 第4四半期：2月中旬～3月上旬（4日間）